

# News Release

2019年 1月24日  
NITE（ナイト）  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
製品安全センター（東京）

## リチウムイオンバッテリー搭載製品の事故にご注意ください ～関東甲信越における事故を中心に～

### 1. 関東甲信越地方のリチウムイオンバッテリー搭載製品による事故

#### （1）年度別事故発生件数と被害状況

2013年度から2017年度までの5年間でNITE（ナイト）が収集した製品事故情報<sup>※1</sup>において、関東甲信越地方の1都9県（茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県、新潟県、神奈川県、千葉県、長野県、東京都、栃木県）で発生したリチウムイオンバッテリー搭載製品<sup>※2</sup>による事故は計264件あり、うち「火災」となった事故は185件ありました。リチウムイオンバッテリー搭載製品による事故について、都県別の年度別事故発生件数を表1、被害状況別事故発生件数を表2、原因区分別事故発生件数を表3に示します。

※1 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

※2 本資料では持ち運び可能な外付けのリチウムイオンバッテリー（いわゆる携帯充電器、パワーバンク）のことを「モバイルバッテリー」、スマートフォンやノートパソコン用の組電池のことを「バッテリーパック」、バッテリーパックを構成する単電池を「セル」と呼ぶ。

表1. 年度別事故発生件数

	茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計
事故発生年度	2013年度		1	2	6	2	22	4	1	1	39
	(内数)火災事故		(1)	(2)	(5)	(1)	(16)	(3)	(1)		(29)
	2014年度	1	2	8	4	4	21				40
	(内数)火災事故		(2)	(5)	(3)	(2)	(14)				(26)
	2015年度	2	3	9	8	5	21		1		49
	(内数)火災事故	(1)	(3)	(5)	(6)	(1)	(16)		(1)		(33)
	2016年度	1	3	8	13	7	32		2		66
	(内数)火災事故	(1)	(3)	(6)	(10)	(5)	(24)		(2)		(51)
2017年度	1	2	12	15	9	25	1	3	1	1	70
(内数)火災事故	(1)	(1)	(6)	(11)	(5)	(19)	(1)	(2)			(46)
合計	5	11	39	46	27	121	5	7	2	1	264
(内数)火災事故	(3)	(10)	(24)	(35)	(14)	(89)	(4)	(6)	(0)	(0)	(185)

表 2. 被害状況別事故発生件数<sup>※2</sup>

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計	
被害状況	人的被害	死亡			1							1	
		(内数)火災事故				(1)							(1)
		重傷					1						1
	(内数)火災事故					(1)						(1)	
	軽傷	1	2	4		2	8					17	
	(内数)火災事故	(1)	(2)	(1)			(7)					(11)	
	物的被害	拡大被害	3	9	30	41	20	81	3	6	2	1	196
		(内数)火災事故	(1)	(8)	(21)	(31)	(13)	(63)	(3)	(6)			(146)
		製品破損	1		5	4	5	31	2	1			49
	(内数)火災事故	(1)		(2)	(3)	(1)	(18)	(1)				(26)	
被害なし												0	
(内数)火災事故												(0)	
合計		5	11	39	46	27	121	5	7	2	1	264	
(内数)火災事故		(3)	(10)	(24)	(35)	(14)	(89)	(4)	(6)	(0)	(0)	(185)	

※2 人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

表 3. 原因区分別事故発生件数

区分	事故原因区分説明	茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	総計	
製品に起因する事故	A	設計、製造又は表示等に問題があったもの											
		1	1	10	14	3	47	2	2		1	81	
		(内数)火災事故											
			(1)	(7)	(10)		(31)	(2)	(1)				(52)
	B	製品および使い方に問題があったもの											
					1	1	1						3
		(内数)火災事故											
				(1)	(1)	(1)						(3)	
C	経年劣化によるもの												
												0	
	(内数)火災事故												
												(0)	
G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの												
	2	3	18	13	15	41	3	2	2			99	
	(内数)火災事故												
	(1)	(2)	(11)	(8)	(8)	(31)	(2)	(2)				(65)	
	小計												
	3	4	28	28	19	89	5	4	2	1		183	
	(内数)火災事故												
	(1)	(3)	(18)	(19)	(9)	(63)	(4)	(3)	(0)	(0)	(0)	(120)	
製品に起因しない事故	D	施工、修理又は輸送などに問題があったもの											
												0	
		(内数)火災事故											
													(0)
	E	誤使用や不注意によるもの											
			2			1	3						6
	(内数)火災事故												
		(2)			(1)	(3)						(6)	
F	その他製品に起因しないもの												
			1	1	2							4	
	(内数)火災事故												
			(1)	(1)	(2)							(4)	
	小計												
	0	2	1	1	1	5	0	0	0	0		10	
	(内数)火災事故												
	(0)	(2)	(1)	(1)	(1)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(10)	
その他	G	原因不明なもの											
		1	4	6	12	4	16					43	
		(内数)火災事故											
		(1)	(4)	(3)	(10)	(2)	(10)						(30)
H	調査中のもの												
	1	1	4	5	3	11		3				28	
	(内数)火災事故												
	(1)	(1)	(2)	(5)	(2)	(11)		(3)				(25)	
	小計												
	2	5	10	17	7	27	0	3	0	0		71	
	(内数)火災事故												
	(2)	(5)	(5)	(15)	(4)	(21)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(55)	
	合計												
	5	11	39	46	27	121	5	7	2	1		264	
	(内数)火災事故												
	(3)	(10)	(24)	(35)	(14)	(89)	(4)	(6)	(0)	(0)	(0)	(185)	

原因区分別事故発生件数（表 3）でみた場合、製品に起因する事故（A、B、及び G3 区分）の未然防止については、特にリコール対象製品による事故も発生していますので、お使いの製品が、社告・リコールの対象となっていないかご確認ください。

## (2) 関東甲信越地方において発生した事故の事例

### ① スマートフォンへの衝撃による事故

- ・ 2015年5月、東京都、軽傷

(事故内容)

スマートフォンをズボンのポケットに入れていたところ、階段で転倒し、携帯電話機が発熱・発煙して、ズボンが焦げ、臀部に火傷を負った。

(事故原因)

本体が折れ曲がり、折れ曲がった位置でバッテリーパックが焼損していることから、転倒した際、バッテリーパックに過度な外力が加わり内部短絡が生じて異常発熱し、発煙したものと推定される。

### ② ノートパソコンによる事故

- ・ 2017年11月、東京都、製品破損

(事故内容)

ノートパソコンから発煙し、機器の一部が溶融した。

(事故原因)

製造工程において、本体内にネジが入り込んだため、バッテリーパックを損傷して異常発熱し、発煙、溶融したものと推定される。

### ③ ノートパソコンによる事故

- ・ 2017年2月、東京都、拡大被害

(事故内容)

ノートパソコンを充電中、ノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生した。

(事故原因)

ノートパソコンのバッテリーパックに使用しているセルの製造上の不具合により、セルの封口部に導電性異物が付着したため、充放電を繰り返すうちに封口部の絶縁性が失われ、セルが内部短絡して異常発熱し、出火に至ったものと推定される。

なお、当該製品のバッテリーパックはリコール対象製品であり、使用者は当該リコールを認識しており、事業者から交換用のバッテリーパックを入手していたが、バッテリーパックの交換を行わずに当該製品の使用を継続したことも事故発生に影響したものと考えられる。

2. リチウムイオンバッテリー搭載製品による事故の再現実験映像について  
以下の映像をご希望の場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

(1) 実験映像内容

- ① ポケットに入れたスマートフォンの発煙 (2. (2) 写真1)
- ② リコール製品のモバイルバッテリーから発火 (2. (2) 写真2)

(そのほか)

- ③ 様々な状況から起こりうるスマホの事故
- ④ 犬がかじったスマホ用電池の発火
- ⑤ 山形圧壊\_発煙
- ⑥ 山形圧壊\_発火

(2) 実験映像例

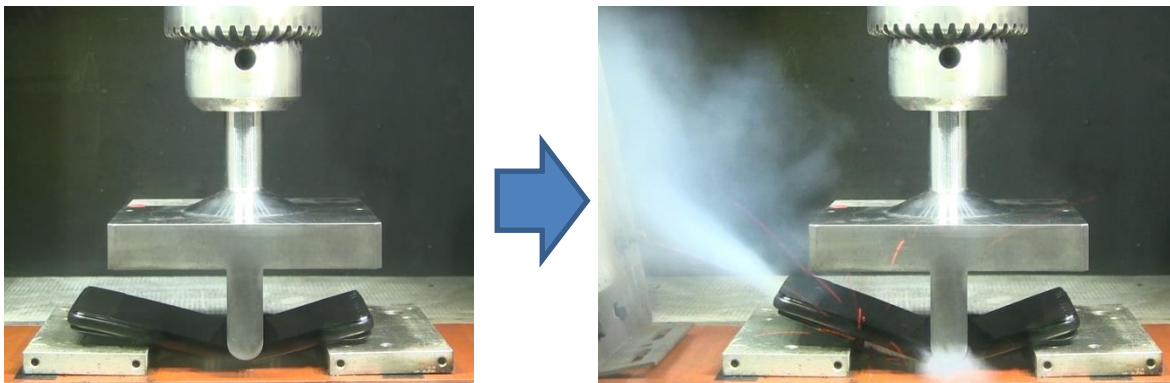


写真1. ポケットに入れたスマートフォンの発煙

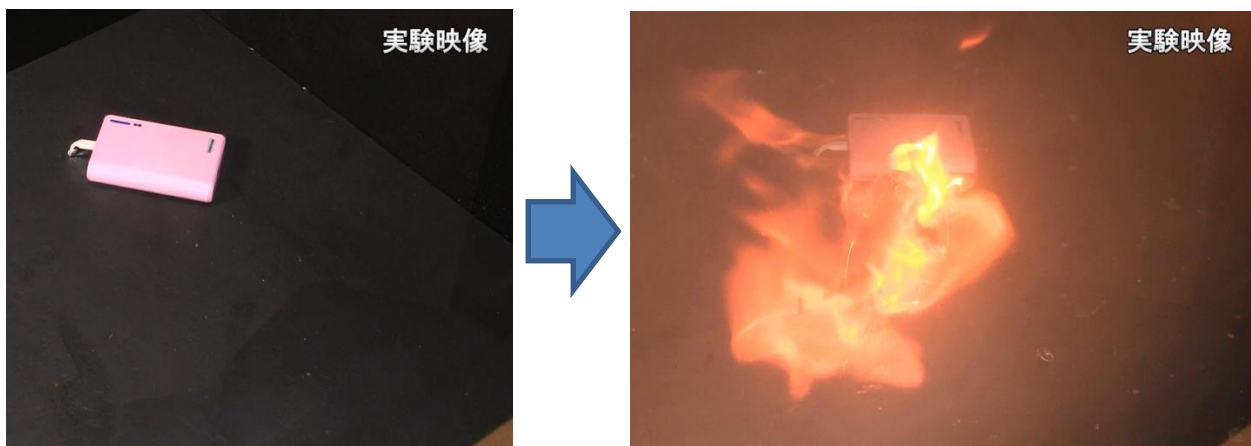


写真2. リコール製品のモバイルバッテリーから発火

(本件に関する問い合わせ先)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 技術業務課

担当者：松本（まつもと）、有山（ありやま）、佐藤（さとう）

電話：03-3481-1820